

# 秋田県公報

## 目 次

条 例

○一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(八四・人事課)……………2

○秋田県公害防止条例の一部を改正する条例(八五・八郎湖環境対策室)……………4

この号で公布された条例のあらまし

### ◇一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八四号)

- 1 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二二号)の一部改正(第一条による改正)及び市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五九号)の一部改正(第二条による改正)を行うこととした。
- (一) 職員(再任用職員、常勤の講師及び一般任期付職員を除く。)の給料月額を、次のとおり減額することとした。

職 員 の 区 分	減額する割合
期末・勤勉手当の額の算定にあたって役職段階に応じた加算のある職員	一〇〇分の四
右記の職員以外の職員	一〇〇分の二

- 2 施行期日等
- (一) 管理職手当の月額を二六パーセント減額することとした。
- (二) この条例は、平成一九年一月一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
- (四) 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八〇号)ほか二条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

### ◇秋田県公害防止条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八五号)

- 1 (一) 八郎湖及びこれに流入する公共用水域に係る排水規制の強化について(別表第二関係)
- (1) 化学的酸素要求量に係る排水規制の強化
- イ 排水基準の適用範囲に八郎湖に流入する公共用水域に水を排出する一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上である特定事業場に係る排出水を加えることとした(現行 八郎湖に水を排出する特定事業場に係る排水)。
- ロ 排水基準を引き上げていない業種又は施設に係る排出

水について、排水基準を引き上げることとした(現行 畜産農業ほか一部の業種又は施設に係る排水)。

ハ 許容限度を排水一リットルにつき三〇ミリグラムとする(現行 排水基準を引き上げていない業種又は施設に係る排水)については、一二〇ミリグラム。

- (2) 窒素含有量に係る排水規制の強化
- 一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上である特定事業場に係る排水について、許容限度を排水一リットルにつき二〇ミリグラムに引き上げることとした(現行 六〇ミリグラム)。
- (3) 磷含有量に係る排水規制の強化
- 一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上である特定事業場に係る排水について、許容限度を排水一リットルにつき二ミリグラムに引き上げることとした(現行 八ミリグラム)。
- (四) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 施行期日等
- (一) この条例は、一部を除き、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- (二) 1(一)(2)及び(3)について、所要の経過措置を設けることとした。

## 条 例

一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び秋田県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第八十四号

一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 職員(再任用職員、講師の職を占める職員(常勤の者で在職期間が十二月を超えないものに限る。))並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第二条第二項、第三条及び第四条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。この項及び次項において同じ。)の給料月額は、平成十九年十一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、第四条及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額、第八条第二項に規定する給料の調整額及び第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額(第十四条、勤務時間条例第十五条第三項、職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)第十条及び職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年秋田県条例第六号)第三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、第四条及び第五条の規定により定められる額とする。

一 第二十一条第五項の規定が適用される職員 百分の四

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二

3 第九条第一項の規定により管理職手当が支給される職員の管理職手当の月額は、平成十九年十一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に百分の十六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、第十一条の二第二項及び第十一条の三に規定する地域手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、第九条第二項の規定により定められる額とする。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第二条** 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 第五条第一項各号の給料表の適用を受ける職員(再任用職員、講師の職を占める職員(常勤の者で在職期間が十二月を超えないものに限る。))並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第二項、第三条及び第四条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。この項及び次項において同じ。)の給料月額は、平成十九年十一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、第五条及び第六条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び第十三条の二第二項に規定する給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、第五条及び第六条の規定により定められる額とする。

一 第二十二条第五項の規定が適用される職員 百分の四

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二

3 第十三条の三第一項の規定により管理職手当が支給される職員の管理職手当の月額は、平成十九年十一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に百分の十六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

附則第四項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定が適用される職員に係る第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「第四条及び第五条」とあるのは、「第四条及び第五条並びに一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項まで」とする。

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)附則第七項から第九項までの規定が適用される職員に係る第二条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「第五条及び第六条」とあるのは、「第五条及び第六条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条

例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号) 附則第七項から第九項まで」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

35 退職手当の算出の基礎となる給料月額は、一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定の適用がないものとした場合の額とする。  
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 病虫害防除手当及び職業訓練手当の算出の基礎となる給料月額は、給与条例附則第二項の規定の適用がないものとした場合の額とする。  
(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

6 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。  
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第三条第一項に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職の職員の給与に関する条例附則第二項及び市町村立学校職員給与条例附則第二項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

秋田県条例第八十五号

秋田県公害防止条例の一部を改正する条例

秋田県公害防止条例(昭和四十六年秋田県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

別表第二第六号を次のように改める。

六	化学的酸素要求量	(一) 畜産農業、サービス業、畜産食品品製造業、魚肉ハム・ソーセージ製造業、食用アミノ酸製造業、ソース製造業、食酢製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業、飲料製造業、動物系飼料製造業、有機質肥料製造業、動植物油脂製造業、でん粉製造業、化工でん粉製造業、	三〇	六〇	一
---	----------	---	----	----	---

別表第二に次の二号を加える。

(一)に掲げる業種又は施設					
(二)に掲げる業種又は施設	ぶどう糖製造業、水あめ製造業、煮豆製造業、インスタントコーヒー製造業、紡績業（毛紡績業（洗毛を行うものに限る。）を除く。）、繊維製品製造業、繊維製品加工業、化学繊維製造業、木材薬品処理業、パルプ製造業（クラフトパルプ製造業、溶解クラフトパルプ製造業、石灰わらパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業、ケミグランドパルプ製造業、セミケミカルパルプ製造業、溶解サルファイトパルプ製造業及びさらしわらパルプ製造業を除く。）、紙製造業、紙加工品製造業、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業（リボ核酸たんばく製造業、合成染料製造業、染料医薬中間物製造業、有機顔料製造業、ゴム加硫促進剤製造業及びゴム老化防止剤製造業を除く。）、合成洗剤製造業、石けん製造業、硬化油製造業、脂肪酸製造業、香料製造業、写真感光材料製造業、医薬品製造業、火薬製造業、農薬製造業、試薬製造業、石油精製業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、有機質砂壁材製造業、人造黒鉛電極製造業、ガス供給業、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めつき施設、写真現像業、病院、廃油処理施設、自動車分解整備事業、自動式車両洗浄施設、試験研究検査業、し尿処理施設及び下水道終末処理施設	三〇	三〇		

十一	窒素含有量	すべての業種又は施設	二〇	二〇		
十二	りん含有量	すべての業種又は施設	二	二		

別表第二の備考1及び2を次のように改める。

1 この表に掲げる排水基準は、排出水の量の多少にかかわらず、適用する。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる排水基準は、当該(一)又は(二)に定める排出水について適用する。

- (一) この表第六号(一)の項の排水基準のうち八郎湖に流入する公共用水域に排出される排水に係る排水基準並びに同号(二)の項、第十一号及び第十二号の排水基準 一日当たりの平均的な排水の量が三十立方メートル以上である特定事業場に係る排水
- (二) この表第八号の排水基準 一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル未満である特定事業場に係る排水

2 次の(一)又は(二)に掲げる排水基準は、当該(一)又は(二)に定める排出水について適用する。

(一) この表第六号(一)の項の排水基準 湖沼又は海域に排出される排出水のほか、八郎湖に流入する公共用水域に排出される排出水

(二) この表第六号(二)の項、第十一号及び第十二号の排水基準 八郎湖又はこれに流入する公共用水域に排出される排出水

別表第二の備考6を同表の備考7とし、同表の備考5中「事業場」を「特定事業場」に、「排水基準を定める省令別表第二備考2」を「は、同令別表第二の備考2」に改め、同表の備考5を同表の備考6とし、同表の備考4を同表の備考5とし、同表の備考3中「に掲げる第五号の項から第七号の項まで」を「第五号から第七号まで、第十一号及び第十二号」に、「時間間隔で」を「時間の間隔で当該排出水の汚染状態を」に、「とする」を「について適用する」に改め、同表の備考3を同表の備考4とし、同表の備考2の次に次のように加える。

3 豊川又はこれに流入する公共用水域に排出される排出水についてのこの表第六号(一)の項の規定の適用については、同項中「六〇」とあるのは、「三〇」とする。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 次の各号のいずれにも該当する特定事業場から排出される排出水に係る排水基準についての平成二十五年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県公害防止条例別表第二第十一号及び第十二号の規定の適用については、同表第十一号中「二〇」とあるのは「四〇」と、同表第十二号中「二」とあるのは「四」とする。

一 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新たに特定施設(この条例の施行の際現に設置の工事がされているものを除く。)が設置されていないこと。

二 この条例の施行の際現に設置の工事がされている特定施設がある場合は、施行日以後に当該工事に係る水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百二十八号)第五条第一項の規定による届出に係る型式等(同項第四号に掲げる事項のうち型式、構造、主要寸法、能力又は配置をいう。以下同じ。)が変更されていないこと。

三 施行日以後に特定施設(この条例の施行の際現に型式等の変更の工事がされているものを除く。)の型式等が変更されていないこと。

四 この条例の施行の際現に型式等の変更の工事がされている特定施設がある場合は、施行日以後に当該工事に係る水質汚濁防止法第七条の規定による届出に係る型式等が変更されていないこと。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
Email: matsubara@matshubarainatsu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社